

低入札価格調査実施要領

新旧対照表 (H26. 4. 1 改正)

新	旧
<p>第3 調査基準価格の設定 本調査を実施する場合、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で定める割合の算定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の<u>108</u>を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては、10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。</p> <p>以下、略</p> <p>第15 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置 落札者と決定された低入札調査基準価格を下回った入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対し次に掲げる事項を義務付けるものとする。</p> <p>① 施工体制台帳及び施工体系図を作成し現場に備え置くとともに、発注者に提出すること。</p> <p>② 次のとおり、技術者の配置を行うこととし、<u>技術者の配置ができないときは、失格とする。</u></p> <p><u>請負金額に拘わらず、入札参加資格の条件（施工実績は除く。）を満たす技術者を新たに2名増員し、主任技術者または監理技術者と併せ3名専任で配置すること。ただし、いずれの技術者も現場代理人との兼務を認める。</u></p> <p><u>なお、平成26年2月18日付け技管第1731号県土整備部長通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」中「現場代理人の常駐義務緩和の拡大について」及び「主任技術者の兼務が可能な取扱い」は、適用できない。</u></p> <p><u>また、工場製作を含む工事の工場製作期間については、専任及び増員配置は要しないものとする。</u></p>	<p>第3 調査基準価格の設定 本調査を実施する場合、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で定める割合の算定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の<u>105</u>を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては、10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。</p> <p>以下、略</p> <p>第15 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置 落札者と決定された低入札調査基準価格を下回った入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対し次に掲げる事項を義務付けるものとする。</p> <p>① 施工体制台帳及び施工体系図を作成し現場に備え置くとともに、発注者に提出すること。</p> <p>② 次のとおり、技術者の配置を行うこと。<u>なお、以下の措置が満たされない者は、失格となる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

--	--